

建築士事務所登録に関する書式変更について

令和3年1月1日から建築士法施行規則改正等に伴い建築士事務所登録申請書等の押印・署名が廃止となりました。
登録申請等を行う場合は、改正後の書式の使用をお願いいたします。

令和4年2月7日現在

登録手続	事務所登録関係提出書類	押印
新規・更新 及び 添付書類	建築士事務所登録申請書（第五号書式・第一面）	不要
	略歴書（第六号書式 添付書類（口））登録申請者	不要
	略歴書（第六号書式 添付書類（口））管理建築士	不要
	誓約書（第六号書式） 添付書類（ハ）	不要
	定款の写し 原本証明への押印	押印
廃止届	建築士事務所廃止届	不要
変更届 及び 添付書類	建築士事務所登録事項変更届 様式第9号（第18条関係） 宮崎県規則第2号 令和4年2月7日改正	不要
	略歴書（第六号書式 添付書類（口））登録申請者	不要
	略歴書（第六号書式 添付書類（口））管理建築士	不要
	誓約書（第六号書式） 添付書類（ハ）	不要
登録証明願	建築士事務所登録証明願 様式第1号	押印
委任状	申請を行政書士に依頼される場合	押印